

法学委員会分科会の設置について

分科会等名：「学術と法」分科会

1	所属委員会名 (複数の場合は、主体となる委員会に○印を付ける。)	法学委員会
2	委員の構成	15名以内の会員又は連携会員
3	設置目的	<p>日本学術会議は、2010年8月の勧告において、科学技術基本法における「科学技術」の用語を「科学・技術」に改めるとともに、「人文科学のみに係るものを除く」という規定を削除して、人文・社会科学を含む「科学・技術」全体の長期的・総合的な政策確立の方針を明確にすることを求めた。</p> <p>これにも関連し、日本の学術は、今日、学術の成果・知見の政策への反映のあり方、研究の質の評価基準・手続、大学その他の研究組織のガバナンス、軍事と学術の関係、研究者養成のあり方等の重要な課題にも直面している。</p> <p>これらの課題には、法学委員会を超えた日本学術会議全体の課題も多く含まれるが、しかし、法学は、これらの課題をめぐる法制度の審議・検討を通じて独自の貢献をなしようとする。本分科会では、上記の諸課題を中心に、今後の日本の学術法制のあり方を審議・検討することを目的とする。</p>
4	審議事項	<ol style="list-style-type: none"> 1. 人文・社会科学を含む学術の振興 2. 学術の成果・知見の政策への反映のあり方 3. 研究の質の評価基準・手続 4. 大学その他の研究組織のガバナンス 5. 軍事と学術の関係 6. 法科大学院制度および法学研究者養成のあり方 7. 上記の課題に関する今後の日本の法制のあり方に係る審議に関すること。
5	設置期間	平成29年10月30日～平成32年9月30日
6	備考	